北庄内合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項 の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 会議の運営に当たっては、住民の意向を広く反映させながら公平で公正な協議 の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

- 第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 協議会の副会長及び委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

- 第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

- 第5条 議事の表決は、全会一致によることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、会長及び出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 2 前項ただし書による表決に当たっては、出席委員全員の同意を必要とする。 (会議の公開)
- 第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することによって、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、あらかじめ議長が会議に諮り非公開とすることができる。

(会議録の調製)

- 第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席者及び欠席者の氏名
 - (3) 会議事項
 - (4) 会議経過
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項
- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。
 - (会議録等の公開)
- 第8条 会議録は、原則として公開する。

- 2 前項の公開は、会議録が確定した日後に議長が定める方法により行うものとする。 (規律)
- 第9条 会議場において、資料や文書等を配布しようとするときは、あらかじめ議長の 許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議 に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月27日から施行する。